

社会福祉法人新川むつみ園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新川むつみ園(以下「当法人」という。)の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員等とは、役員等のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員等以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額については、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、無報酬とする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次のとおりとする。

- (1) 理事 別表1に定める額
- (2) 監事 別表2に定める額
- (3) 評議員 別表3に定める額

(報酬等の支給方法及び支給形態)

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、月額報酬を支給する役員等については、毎月10日(ただし、その日が休日の場合は、その前日)に、また、日額報酬を支給する役員等には、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための職務に当たった都度支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用弁償)

- 第6条 役員等の職務の遂行にあたって、交通費、旅費を要する場合は、当該交通費、旅費の実費を支給することができる。
- 2 役員等が職務の遂行にあたって、その他の費用を要する場合は、当該費用の実費を支給することができる。

(公表)

- 第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第9条 この規程の実施に関し必要事項がある場合は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (理事の報酬)

① 理事長の報酬

内 容	月 額
・理事会等会議への出席 ・週1回の施設運営、決裁事務 ・園内、園外行事等への出席	30,000円

② 理事(理事長以外)の報酬

内 容	日 額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

なお、同日に複数の会議、業務があった場合等については、上記報酬を重複して支給せず、1日分の日額のための支給とする。

別表第2（監事の報酬）

内 容	日 額 等
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

なお、同日に複数の会議、業務があった場合等については、上記報酬を重複して支給せず、1日分の日額のための支給とする。

別表第3（評議員の報酬）

内 容	日 額 等
評議員会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

なお、同日に複数の会議、業務があった場合等については、上記報酬を重複して支給せず、1日分の日額のための支給とする。

（参考）

議案第16号

社会福祉法人新川むつみ園役員の報酬総額について

社会福祉法人新川むつみ園役員の報酬総額を次のとおり定める。

平成29年3月27日 提出

平成29年3月27日 決議

社会福祉法人新川むつみ園
理事長 井 田 善 久

社会福祉法人新川むつみ園役員の報酬総額

役 員 名	報 酬
理事及び監事	各年度の総額が520,000円を超えない範囲